

無線局事項書及び工事設計書の記入上の注意

Ⅱ 工事設計書（P 2）

1 装置の区別（送信機の番号）

送信機の番号を記入します。

1台の場合は、原則それを第1送信機とします。

一度に複数台申請する場合は、自分の都合の良い順に番号を付けて下さい。

複数台の送信機で免許を受ける場合、どれが第何送信機かが分らなくなるないように管理して下さい。

一度付けた番号は、その送信機を撤去したり取り替えたりしない限り、原則として変わることはありません。

2 変更の種別（変更の場合のみ）

該当する種別を選択してチェックして下さい。

なお、一台廃棄して一台追加する場合は、なるべく一台の取替とし、取替後の送信機の内容を記入して下さい。（取替前後の送信機間に類似性は必要ありません。）

「増設」の場合、送信機の番号は、すでに免許を受けている送信機の番号と重ならないように注意して下さい。

3 適合表示無線設備の番号

用意した送信機の筐体に貼付されている技術基準適合証明の表示ラベルに記載されている技術基準適合証明番号または工事設計認証番号を記入して下さい。

4 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲

電波の型式と周波数をその組合せ等に認められないものが生じないように、また組合せが明確であるように記入して下さい。

・周波数の範囲について、「○MHz 帯～×MHz 帯」のような記載ではなく、個々の周波数帯を記入して下さい。

・この欄の電波の型式は、「13 電波の型式並びに希望する周波数」の欄で選択する一括記号ではなく、個々の型式の表示方法（例えば J3E、F3E 等）で記入して下さい。

・電波の型式の一括記号の表に記載されていない型式の場合は、その発射が認められる周波数帯か否か、注意して下さい。

・占有周波数帯幅の許容値が規定されていない（告示に掲載されていない）型式の場合、必要な占有周波数帯幅を電波型式と合わせて（前置して）記入して下さい。

い。

・4630kHz 以外の周波数には、できるだけ周波数の単位（MHz 等）に続けて「帯」の文字を記入するようにして下さい。

適合表示無線設備の番号を記入した送信機は、この項目は記入を要しません。

（以下定格出力の項までの全てを省略することができます。）

5 変調方式コード

具体的な変調の方式とそのコードは、無線局免許手続規則に定められていますが、代表的なものは次のとおりです。

電波の型式	記入するコード
J3E	SSB
F3E	FM
A3E	AM

電信（A1A）については、記入しません。

副搬送波に対する電波の型式については、原則として記入しません。

6 終段管名称個数

電力増幅に使用している終段の素子の名称と個数を「〇〇×1」のように記入します。

1個の場合も、必ず「×1」と記入します。

周波数帯、定格出力によって使い分けている場合は、周波数帯、定格出力との関係が分るように注記して下さい。

7 終段管電圧

終段管の陽極（半導体の場合はコレクタ等）に加えている電圧を記入して下さい。複数種の終段管を使用し、それぞれに異なった電圧を加えている場合は、関係が分るように整理して記入して下さい。

8 定格出力

送信機の実際の高周波出力を記入して下さい。

周波数帯などによって定格出力が異なる場合は、関係が分るように整理して記入して下さい。

9 送信空中線（アンテナ）の型式

移動する局の場合は、記入を省略することができます。

移動しない局の場合は、使用する空中線の型式を次の名称例を参考にして記入して下さい。

ダイポール、ワイヤ(L、V、T、逆L、逆Vを含みます。)、八木、
ループ(リングを含みます。)、頂部負荷型、基部設置型、パラボラ、
単一（原則として28MHz帯以上のダイポール、ホイップ、GPなど）、
キュービカルクワッド、HB9CV

10 周波数測定装置の有無

24MHz帯以下の周波数帯での空中線電力が10Wを超える場合に、周波数測定装置またはこれに代る装置が必要で、「有」と記入しなければなりません。

周波数測定装置は、周波数が許容偏差の1/2以下の確度で測定できる装置で、法令で定める構成を受けている装置を言います。

周波数測定装置に代るものとして認められるのは、確度が周波数測定装置と同じで、標準電波(WWVなど外国の標準電波でもよい)で較正できるものを言います。(例 1.9MHz帯では約400Hz以下の精度で周波数が読み取れ、10MHz帯の標準電波が受信できる受信機または同等の受信性能を持つトランシーバで、受信周波数と送信周波数関係が明らかなもの。)

11 添付図面

送信機系統図、附属装置を使用する場合はその諸元と接続をJIS-A4版の用紙に記載した書面を提出します。

送信機系統図とは、送信機に「使用している半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したもの」と規定されています。

12 その他の工事設計

受信機から副次的に発射される電波の強さ、高圧電気やアンテナなどに対する安全対策等が法令の規定に合致していることを、この項で宣言(所定箇所にチェック)します。